

1 開催日 平成 22 年 12 月 20 日 (月)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 42 号 高知市放課後児童指導員設置に関する規則の一部改正について

4 報告

・平成 22 年 12 月高知市議会定例会について

5 委員長閉会宣言

6 出席者出席者

(1) 委員	1 番委員長	野 本 明 美
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	松 井 成 起
	参事 (市民図書館長事務取扱)	筒 井 秀 一
	総務課長	池 畠 正 敏
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	学校教育課教育企画監	黒 瀬 絹 江
	学事課長	国 沢 隆
	生涯学習課長	秋 沢 大 助
	青少年課長	西 谷 進
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学事課主幹 (保健給食係長事務取扱)	西 村 浩 代
	青少年課長補佐	西 本 真 美
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	森 尾 美 舗

1 平成 22 年 12 月 20 日(月) 午後 1 時 00 分～午後 1 時 43 分 (たかじょう庁舎 3 階選管議室)

2 議事内容

開会 午後 1 時 00 分

野本委員長

ただいまから、第 1064 回高知市教育委員会 12 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。まず、日程第 2 市教委第 42 号「高知市放課後児童指導員設置に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

青少年課長

青少年課の西谷でございます。

放課後児童クラブの指導員についてでございますが、現在就業要綱のほうで 60 歳まで委嘱すると定めています。児童クラブ指導員は、非常に経験が必要な仕事内容なので、今回 65 歳まで再委嘱ができるように規定を整備するものでございます。

趣旨としましては、児童への安定した生活指導継続のため、豊富な知識と経験を有する放課後児童指導員が、60 歳以降も就労できる環境を整えることを目的に放課後児童指導員の委嘱年齢についての規定を整備するものでございます。

4 ページをご覧ください。新旧対照表で右側が新しい部分です。まず、第 3 条ですが、文言の整理でございます。旧が「一に」該当する者というところ、新しく「いずれかに」と改正いたします。第 5 条が今回の趣旨でございます。旧は「一に該当する者」という表現だけでしたが、年齢を規則に定めずに、就業要綱で定めていたのを、今回規則のほうに併せて載せるものでございます。「一に該当する者」を、「いずれかに該当する者で 60 歳（再委嘱にあつては、65 歳）未満のもの」というふうに改正いたします。

次に、第 7 条でございます。これも第 3 条と同じく文言の整理で、「一に」となっていたものを、「いずれかに」と改正するものでございます。

以上でございます。

野本委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

放課後児童指導員の希望者というのは、たくさんいらっしゃいますか。

青少年課長

現在、指導員は 122 名います。1 年ごとの更新になっていますが、再委嘱できるということでほとんどの方が再委嘱を希望しています。

野本委員長

多数いる場合に、選考ということはされていますか。

青少年課長

退職される方がいましたら欠員が生じますので、その場合は採用試験を行ってまいりました。今回 65 歳までの再委嘱の制度を利用いたしますと、60 歳を超えて再度委嘱することになりますので、希望される方は多いと思います。

松原教育長

来年度は何名の 60 歳以上の方が何名いて、そのうち何名が再委嘱を希望するのかお聞かせください

い。

青少年課長

来年 60 歳で退職予定者が 4 人います。現在、意向を聞いていますが、4 人みんなが再委嘱を希望しています。

松原教育長

このままだったら、退職ということになりますが、65 歳とすることによって再委嘱ができるということですね。

野本委員長

逆に、若い人の雇用が狭められているのではないかと思いましたが、いかがですか。

青少年課長

全体の状況を見ながら適宜、新陳代謝ができるように新規採用試験も必要なときに行ってまいります。

西森委員

細かなことなのですが、第 6 条にあるように「あたつて」の「つ」というように書くのでしょうか。全部を統一されているのは、そういう決まりなのかと思ひまして。

青少年課長

こういう規程を整備する場合に、本庁の総務部総務課の文書法制係に文言等の相談をして、全庁的に統一的な文書の表現の仕方を指導してもらっています。

野本委員長

ほかに意見がないようですので、この件についての質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 42 号「高知市放課後児童指導員設置に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 32 号は、原案のとおり決しました。

次に報告事項です。「平成 22 年 12 月高知市議会定例会について」の事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

第 424 回市議会定例会に関するご報告をいたします。

まず、追加議案に関する報告でございます。お手元に「平成 22 年 12 月定例会提出議案一覧」に予算外議案ということで資料を提出しております。

件名は「和解に関する議案（12 月 15 日追加提出）」で、これは、高知市立中学校において発生した暴行事件に関する損害賠償請求事件の和解について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

本件は、本来なら 11 月定例会で他の議案と併せてご報告すべきでしたが、関係当事者が和解条項を受け入れる方向で一致したのが 12 月 8 日になったため、追加議案という形を採りました。

事件の概要は、高知市立中学校の生徒であった被害者が、在学中の平成 18 年 9 月 4 日に同級生である加害者から学校内で暴行を受けたことにより、P T S D（心的外傷後ストレス障害）に罹患したと主張し、加害者に対しては不法行為による損害賠償を、高知市に対しては国家賠償法に基づく損害賠償等の支払いを求め、訴訟を提起したものでございます。

高知市への裁判所の和解案としては、「1・被害者は、高知市に対し請求を放棄する。」「2・被害者と高知市の間には、本件に関し何らの債権、債務がないことを相互に確認する。」「3・訴訟費用は各自の負担とする。」の 3 項目が提示され、検討した結果、和解の内容が本市に対する損害賠償を放棄するものであることから、今月 8 日に関係当事者が和解案を受け入れる方向で一致したものでご

ざいます。

なお、本件については、当事者双方が未成年であり、双方の将来についての配慮が必要であることから、氏名等を議案に記載していないことをご理解ください。

次に、12月議会の教育委員会に関わる質問内容について、簡単に報告いたします。お手元に配布しておりますA3の資料の「平成22年12月議会個人質問概要」をご覧ください。

質問全体で言いますと、9月に引続き図書館議会というほどの県・市合築の図書館整備についての質問が大変多かったです。また、教育委員会への質問は106ありました。その主な内容ですが、全体のうち半分くらいが新図書館構想や子ども科学図書館、下知図書館の整備内容に関する質問でございました。

その他、子どもの貧困と学力に関する質問、いじめへの対策など教育問題に関する質問、学校教育現場の多忙に関する質問、学校給食における地産地消、食育の推進に関する質問、放課後児童クラブの必要性に関する質問、就学援助に関する質問、かるぼーとの屋上緑化に関する質問などでした。

詳細については後ほどご覧いただけたらと思います。

なお、先月の定例会で説明しました平成22年度12月補正予算及び先ほどの追加議案については、16日木曜日の経済文教委員会において全会一致で承認されました。明日21日の火曜日の本会議で承認される見通しであることをご報告いたします。

それと、お手元に資料があると思いますが、ご審議いただいた平成22年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価結果報告書も経済文教委員会で報告いたしました。

この後、学校給食調理業務の委託事業者の選定結果及び新図書館基本構想検討委員会等の審議状況についても、経済文教委員会で報告しましたのでその内容について、担当所管課、館から報告いたします。

学事課長

学事課の国沢でございます。

まず、学校給食の調理業務の民間委託の事業者の決定について、議会に報告した内容をご報告いたします。資料に基づき説明しますのでご覧ください。

平成23年度からの民間委託の本格実施については、11月の定例教育委員会においても選定委員会の選定の速報として報告したところで、前回の報告と重複するところがあるかと思いますがよろしくお願ひします。

選定方法はプロポーザル方式で、11月25日の選定委員会において、それぞれの競争ごとに各委員が採点し、その合計点により優先交渉権者を決定しています。

募集事業としては、委託替えとなります潮江東小学校が1件、新たに委託対象となった長浜小学校・横浜小学校2校で1件の合計2事業となります。契約予定業者は、両事業ともに株式会社メフォスとなりました。この業者はご存知のとおり、平成21年度から潮江東小学校を受託している業者と同じ業者でございます。

まず、潮江東小学校の契約期間は平成23年度から5か年です。応募事業者は2事業者でした。それぞれの得点は資料のとおりでございます。また、長浜小学校・横浜新町小学校では、平成23年度から3か年の契約でございまして、応募事業者は2業者でございました。同じく得点は資料のとおりでございます。応募業者数は両事業ともに2業者ではありましたが、2位となったB社、C社は異なる業者でございます。

選定は、書類審査のほかにも業者によるプレゼンテーション、ヒアリング審査の結果、選定理由にあるとおりとおり、安全な給食の提供に欠かせない衛生管理や円滑な業務の実施に加え、学校行事など実施校の実情に合わせた作業工程や人員配置などに優れており、質の高い学校給食の提供が期待できると評価されたものでございます。

今後は、今年中には契約は完了する見込みでございます。その後業者は、従事者の募集、採用者に対する研修、営業資格の取得などの準備をして、4月1日から営業開始となる予定でございます。

なお、この資料の内容は学事課のホームページで既に公開しています。

以上でございます。

参事（市民図書館長事務取扱）

市民図書館長の筒井でございます。資料の「新図書館基本構想検討委員会等の審議状況について」に基づいて報告いたします。

新図書館基本構想等については、ここにあるように新図書館基本構想検討委員会、子ども科学図書館・こども科学館基本構想検討委員会、そして健康福祉部の所管ですが新点字図書館基本構想検討委員会の3つが現在動いています。その3つは1つの建物に入りますので、2月上旬に予定しています新基本構想取りまとめの際には、その3つを総合する(仮称)調整委員会を設置して1つの建物に収めるための調整を行う予定でございます。

新図書館基本構想検討委員会は、3回の会議をして単独整備と合築整備の比較、その上でこれからの図書館の役割、在り方について様々な論議がなされています。12月24日には具体的な役割分担、あるいは運営組織について議論される予定でございます。

次ページにある「新しい図書館像(案)」が事務局から提示している新しい図書館のイメージでございます。左側に新しい図書館の果たすべき役割と機能があります。これは、県立図書館、市民図書館がそれぞれ単独であっても、このような新しい図書館像を目指すという意味でございます。右側がその2つの県立図書館、市民図書館を一体的に整備したときの新しい図書館像というイメージでございます。

現在図書館は、娯楽教養型から、課題解決型へ転換が求められていますが、当然新しい図書館像においても課題解決型図書館あるいは地域の情報拠点というイメージを提起しています。県立図書館、市町村図書館それぞれに固有の役割があります。県立図書館においては、図書館ネットワークの強化、市町村図書館等への支援、人材育成等があります。市町村図書館、市民図書館については、直接的なサービスはもちろんですが、分館・分室との連携、視聴覚ライブラリー、子ども科学図書館の運営等担っていることとなります。網掛けの部分が両者に共通する業務ではないかということで、この部分については、新図書館では県市連携して役割分担しながらやっていこうというイメージを提示しています。

1枚めくっていただいて、追手前小学校敷地に関する配置のイメージでございます。敷地の東半分程度に図書館の用地を設定し、中ほどに多目的広場、緑地的なものを置いて、西側は今後のまちづくりのために保有しておこうというイメージでこの配置を考えています。

次のページが、と駐車場のイメージを少し掲げたものでございます。の左下にあるように、全体の箱としては、延べ床1万6,000㎡程度を一旦想定しています。1階のピロティに駐車する場合、ですと60台程度と想定しています。この場合、1階ピロティを広く取るので、建物は6階建てのイメージでございます。が地下1階に自走式の100台程度の駐車場を確保した場合、地上からは5階建ての建物が想定されます。は、図書館本体とは別に、多目的広場の地下に100台程度の機械式の駐車場を構築した場合のイメージでございます。

表に戻って、子ども科学図書館、こども科学館と分かりにくい名称ですが、現在潮江で運営している子ども科学図書館を、今回の市民図書館の整備にあわせて、一定拡充して市民図書館の中に持っていこうという市の構想と、高知県に新たにこども科学館の構想があるので、その2つを一緒にしてより効果的な科学館施設を考えようという趣旨でございます。これまで2回の会議をして、それぞれ委員さんが持つこども科学館のイメージを出していただいたところでございます。非常に夢のある規模になっています。

次回は、12月28日に開催の予定ですが、実際問題としてビルの中に収める必要があり、今後はその中での施設規模と条件を整理して、具体的な構想の検討となっていくという順序で動いています。2月上旬には、全体の中間報告を取りまとめて、県議会の知事答弁ではシンポジウムあるいはパブリックコメントなどを行って、年度末には基本構想を取りまとめていきたいという意向でございます。

以上でございます。

野本委員長

たくさんの報告がありましたが、質問はいかがですか。

西森委員

2点質問させてください。まず、訴訟の和解の件ですが、高知市に対しては請求を放棄し、訴訟費用のみを各自が負担するという内容ですが、なぜそれが和解ということになったのか、その実情というのは何でしょうか。

学校教育課教育企画監

学校教育課黒瀬でございます。

本事件は、被告が高知市と加害の生徒とその親御さんというように被告が2組いる形になっていて、その片方の加害者の生徒さんのほうには、170万円の請求が 있습니다。学校のほうがその暴力を教職員にとって予見できるものであったかというところが争点にもなっていました。それは予見できなかったであろうと。何よりもPTSDで、将来的にもこの子については賠償の必要があるということでしたが、今年の夏、原告と被告の両方が納得した形で、裁判所が選んだドクターによってPTSDにかかっているかどうかの再鑑定をしまして、その結果がPTSDではないという結果がでましたのでそういう結果になりました。

西森委員

実質的には、高知市に対しての賠償請求はできない、実質的には勝訴という趣旨というふうに思ったのですがいかがでしょうか。

学校教育課教育企画監

そのとおりでございます。

西森委員

PTSDではないにしても、何らかの損害があって、170万円の請求があって、相手の加害者の本人と保護者に賠償義務がありますけれども、高知市はその義務を負わないという認識が裁判所から示されたというのが、その和解案の意味合いでしょうか。

学校教育課教育企画監

はい。

西森委員

それから、給食のことですが、潮江東小学校が1,600点満点で、長浜小学校と横浜新町小学校が1,800点満点ということですが、これは質問項目と審査内容が違っているということなのでしょうか。

学事課長

委員の中には、当該校の校長先生が入っています。ですから、2番目の業者については、長浜小・横浜新町小の校長がいまして、各委員が200点持った採点です。合計点が違ってきます。

山本委員

給食のことですが、点数の開きというのはかなり開いているという状況なのでしょうか。例えば、県内の業者が入れば良いという話もありますが、結果としては届かないレベルなのかどうかをお聞かせください。

学事課長

得点については、様々な評価があるかと思しますので、参考までにお聞きいただきたいのですが、それぞれの業者が得た得点を100点満点で換算してみると、まず潮江東小学校で受託したメフォスが80.6点、B社が75.9点でございます。同様に2番目の競争で言いますと、メフォスが79.8点、C社が75.2点です。

ですから100点満点で見ると分かりやすいのですが、それほど差がないと私は思っています。もう1つの見方として、それぞれの得点の差を委員一人一人に換算してみますと、各委員とも10点も離れていない。ですから、評価項目が8項目ある中で10点も離れてないということは、1項目1

点くらいの差しかなかったことになろうかと思えます。ですから、今回の競争は余り差がなかったのではないかと考えています。

ただ、その中でも特筆すべきところとして、特に学校給食では衛生管理であるとか、運営体制ですとか重要なところでは、この会社は高い得点を得ていたといえると思えます。

野本委員長

これは、どこまで公表されますか。

学事課長

先ほどお配りしたものがホームページで公開している資料でございます。

西森委員

今の100点満点中のというパーセンテージの説明でよく分かりました。数字自体を見ても、潮江東小学校をみると、B社がほんとに惜しかったという感じがします。チャンスは1社しかないということで両方ともメフォスが取られたのですけど。B社、C社は惜しかったということで、今後に生かすとしたら、ヒントが得られるというか、この項目は負けたけど僅差だったのでここを伸ばせば次は受託できるというような情報提供がされるのでしょうか。

学事課長

競争する相手はそれぞれが同じ条件でなければならないというのが大前提になりますので、落ちた業者に対してなぜ落ちたかという情報を提供するのには、我々としては難しいところだと思います。

ただ今回、県内業者が参加していますが、良く頑張っていたのではないかと思います。前回の反省も十分に反映して、自分たちの不足していた部分を十分補っていましたし、差も縮まってきたのではないかと個人的には思います。

松原教育長

学校給食調理業務民間委託の本格実施までのスケジュールを説明していただけますか。

学事課長

先ほど少し触れましたが、今月中には契約完了の予定でございます。というのは、選定委員会で決められたのは最高得点を得た業者を決めただけですので、その業者とその後、契約ができるかどうかという交渉が続いているところでございます。例えば、支払い方法をどうするかとかといった具体的な点です。そうしたところがまとまってきましたので、今月末には契約ができるという見込みになったということです。

正式に契約が完了しましたら、年明けにでも業者のほうは、従事者の募集ですとか、採用を決定して採用者に対する社内での研修を行ったりですとか、また保健所に対して営業許可を取得したりする業者側の手続きがあります。

ただ、教育委員会としましては、それまでは、学校給食は直営が続きますので、移行の準備を直営の給食調理をしながら並行して進めていきます。春休みに入った3月末には、調理場からの直営の引き上げ、それから4月1日には業者がきちんと入れる準備を整えていくということでございます。4月1日に業者が入ったら、今度は給食が始まる4月7日までの間に、実際にその調理場を使った調理作業を行う予定でございます。その際には、大量調理をしなければならないので、500食を作ることはないとしても、例えば100食単位の給食作ってみるといったテストランをする予定でございます。

松原教育長

9月議会で学校給食調理業務の民間委託は、ある会派から偽装請負ではないかという質問が出たりしたわけですね。そのときは労働局が調査して実際どうなのかと監査もやったのですが、そこら辺りのことをせっかくの機会ですから説明をしてほしいと思えますがよろしいですか。

学事課長

教育長が申しましたとおり、議会でも偽装請負ではないかとの指摘がありましたし、教育委員会にもご心配をかけていました。高知労働局がこの学校給食調理業務の委託について、現地調査を行うということも9月定例会でお知らせしていたところでございます。実際にその調査も終わり、指摘事項

もありましたのでご報告します。

まず、検査は9月27日に潮江東小学校の調理場で行われました。これは調査官の言葉ですが、「請負か、派遣かの観点で調査する」ということで調査が始まりました。当然、現場調理場の視察、実際の作業内容、作業工程に加え、受託事業者だけでなく委託側の校長先生を含めた学校職員などからの事情聴取等が行われました。

その調査結果はその日には出されなくて、後日10月22日に高知労働局に呼ばれ行われました。その内容は、「まず請負事業として、特に問題はなかった」と認められたということで、これが一番大きなポイントでございます。併せて、業務請負として締結している契約書、仕様書に不備があることの改善について、指導票という文書指導をいただきました。その指導の内容は、「使用させている施設、設備について双務契約を交わすこと」という内容でございました。行政財産を賃貸借できるかという問題もあったので、契約課等の関係部署とも協議の上、使用に当たって、この物品を使用させる、使用するという確認書を双方が交わすこととして、高知労働局にその旨を報告して方向性についての了解をいただいたところです。

これまで偽装請負ではないかと指摘を受けてきたところですが、今回の調査において、請負契約として正当な業務が実施できていることが確認されたものと理解しておりまして、議会でもその旨をお話しさせていただきました。

なお、労働局のヒアリングの中で出た話ですが、「本市が給食の民間委託を今後拡大する方向で計画していると聞いていますが、他の事業所についても、請負業務の原則が守られるよう十分注意されたい」と意見されていますので、その点十分注意していきたいと考えます。

以上でございます。

西山委員

学校側の設備、備品と業者さんの持ちものの違いは、一目で分かるようになっているのでしょうか。

学事課長

契約する前に使用させる施設設備、物品に至るまでリストを作成してしまっていて、これは高知市が準備するもの、これ以外は業者で準備するものという条件でスタートしていますので、そこはきちんと分かるようにしています。ですから、高知市で提供しているものが、もし壊れたり、消耗したりした場合には、高知市が新たなものを買ったり、整備したりしています。

松原教育長

労働局の指摘は、貸す、借りるという物品のやり取りを契約書として交わしておくことということですね。

学事課長

文書指摘はそういう内容でございます。

ですが、私どもの言い分としては、先に交わしている仕様書、契約書の中でそれは実際にうたっています。ただ、それは集中して一つの紙にまとまっていなかったということですね。仕様書のここに物品の使用のことをうたっている、そのリストについては何枚も先にあるということで離れて書かれていましたので、今回の確認書は、それを集約した形で1枚の紙にしていこうという趣旨のものでございます。

松原教育長

離れたところ書いていたとしても、契約書、仕様書にそういう内容はあったわけですね。

学事課長

はい。元々、仕様書、契約書にうたっておりました。

松原教育長

労働局の検査の人は、それを見てなかったのですか。

学事課長

そのことは労働局も理解した上での指摘でございました。それぞれの地方労働局は、他の県の労働

局の情報を持っているようで、他の県では双務契約を結んでいる例もあり、その辺りを参考にしたのではないかと考えているところでございます。あらかじめその内容については、仕様書に書いていることはお話ししましたが、最終的にはそういう文書指摘になったということでございます。

野本委員長

ほかにご意見はないようですので、この件に関する質疑を終了します。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時43分

署名

委員長

3番委員
